

(平成12年 8月11日漁調委第72号)

イルカ漁業承認取扱要領

沖縄海区漁業調整委員会指示12第3号に基づく事務取扱いは次によるものとする。

(承認申請)

第1 イルカ漁業の操業の承認を受けようとする者は、使用する漁船ごとに、イルカ漁業操業承認申請書(第1号様式)に次に掲げる書類を添付し、沖縄海区漁業調整委員会(以下「委員会」という。)に提出しなければならない。

- (1) 印鑑証明書
- (2) 漁船登録票の写し
- (3) 漁具・漁法を説明した書類

(承認証の交付)

第2 委員会は、イルカ漁業の操業を承認したときは、イルカ漁業操業承認証(第2号様式)を交付する。

(承認内容の変更)

第3 操業の承認を受けた者が、承認の内容を変更しようとするときは、イルカ漁業操業承認内容変更申請書(第3号様式)を提出して委員会の承認を受けなければならない。

(承認証の再交付)

第4 操業の承認を受けた者は、承認証を亡失し、又はき損したときは、遅滞なくイルカ漁業操業承認再交付申請書(第4号様式)を委員会に提出し再交付を受けなければならない。

(廃業届の提出)

第5 操業の承認を受けた者は、イルカ漁業を廃業したときは、イルカ漁業廃業届(第5号様式)にイルカ漁業操業承認証を添付して委員会に提出しなければならない。

(承認旗章の掲揚)

第6 操業の承認を受けた者は、イルカ漁業の操業中は承認旗章(第6号様式)を船舷1メートル以上の高さに掲げなければならない。

(捕獲頭数)

第7 沖縄海区における漁期中の捕獲割当頭数は、水産庁との協議により定められた頭数とする。

(操業状況の報告)

第8 操業の承認を受けた者が沖縄海区漁業調整委員会指示12第3号の8に基づき提出する操業状況報告は、イルカ漁業操業状況報告書(第7号様式)及び操業記録用紙(第7号様式の2)によるものとする。

(その他)

第9 操業の承認を受けようとする者は、委員会が承認するかどうかの判断に関し必要と認めて指示する書類を提出しなければならない。

附則

この要領は、平成12年10月1日から施行し、平成15年9月30日までとする。

